

「介護職員処遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める意見書

平成24年4月に介護報酬の改定が予定されており、現在、厚生労働省介護保険部会で審議がされています。超高齢社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足が深刻で、その待遇改善の必要性が社会問題化した平成21年度、麻生内閣によって創設された「介護職員処遇改善交付金事業」は、平成23年度末で終了する予定となっています。

来年度の介護報酬改定にあたり、この「介護職員処遇改善交付金事業」を継続するのか、処遇改善に相当するものを介護報酬に組み込むのかが大きな焦点といわれています。当議会は、次の2つの理由から、税金を投入している現在の「介護職員処遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求めます。

第1に、処遇改善に相当するものを介護報酬の中に組み込めば、介護報酬の約2%に相当するといわれ、当然、介護保険料の引き上げ、利用料の増大に結びつきます。また、介護報酬に組み込んだ場合、職員の処遇改善に結びつく保障がなくなります。介護報酬のアップ分を処遇改善に充てるか否かは事業者の判断次第ということになってしまいます。

第2に、介護職員の待遇改善はいまだ改善された状況がなく、離職者が依然として高い状況が続いています。また、事業者は介護職員の確保に苦慮しています。

つきましては以上の趣旨から、国ならびに関係機関におかれましては、「介護職員処遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続するために尽力していただくことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

(送付先) 内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・厚生労働大臣

国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書

安心社会を構築するため、医療や介護の充実、子育て支援の強化などに対する各種基金制度が設けられ、地方自治体における迅速かつ柔軟な取り組みに対して支援が行われてきました。しかし、こうした基金事業の多くが今年度限りで終了します。

特に、下記に掲げる基金については、多くの関係者から事業継続を求める声が上がっております。国民生活の安心と向上を図る上からも、こうした基金および基金事業を継続するよう、政府に強く求めます。

記

一、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金

地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン、Hibワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を財政支援する基金であり、ワクチン接種について、予防接種法の対象疾病に位置付けることや定期接種化についての法改正が実現するまで継続すべきである。

また、これらの取り組みを通じて安心して平等に受けられる予防接種体制を確立すべきである。

一、安心子ども基金、および妊婦健康診査支援基金

保育所や放課後児童クラブなどの整備を後押しする安心子ども基金、および妊婦健診の負担軽減を図る妊婦健診支援基金について政府は、新たに創設する子ども・子育て新システムの中で対応するとしているが、具体的な中身が明らかになっておらず、当面は基金事業による対応が現実的であり、継続すべきである。

一、介護職員処遇改善等臨時特例基金

介護職員の賃金引き上げなどを行うための基金として創設し、今年度末まで予算措置されているが、来年度以降の対応は、引き続き基金事業によるのか介護報酬によるのか、方向性がまだ見えていない。介護職員の処遇改善は極めて重要な課題であり、介護報酬で手当できない場合は、既存の基金を積み増しし、着実に賃金引き上げなどに充てられるよう措置すべきである。

一、障害者自立支援対策臨時特例基金

障害者自立支援法の施行に伴う事業者の経過的な支援を行なうため、平成18年度から20年度までの特別対策として実施し、その後、既存事業の拡充や新たな事業を盛り込み、今年度末まで延長されている。来年度以降も、新体系移行後の事業所支援やグループホーム等の設置補助などが必要であり、基金継続によって柔軟な支援をすべきである。

一、地域自殺者対策緊急強化基金

地域における自殺対策の強化を図るための基金として、電話相談窓口の充実など地方自治体における具体的な取り組みに活用されており、こうした取り組みを切れ目なく支援するため、継続かつ基金の積み増しが必要である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(送付先) 内閣総理大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣・内閣府特命担当大臣